

令和2年1月29日

政府調達に関する協定の基準額の改正について

政府調達に関する協定の基準額が改正され、令和2年度及び3年度に締結する調達契約について、下記の基準額を適用することとなりました。

記

1 WTO協定の適用基準額は、次のとおりです。

区 分	令和2・3年度	(参考)平成30・令和元年度
物品等の調達契約	3,000万円	3,000万円
特定役務のうち 建設工事の調達契約	23億円	22億9,000万円
特定役務のうち 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービス その他の技術的サービス の調達契約	2億3,000万円	2億2,000万円
特定役務のうち 上記以外の調達契約	3,000万円	3,000万円

2 令和2・3年度の基準額は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に締結される調達契約について適用されます。

3 WTO協定の適用を受ける契約は、税込の予定価格が基準額以上の調達です。